

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 30 年 3 月 2 日

大間町長 金澤満春



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

大間町全域

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 30 年 2 月 23 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	1 経営体
個人	1 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない

5. 農地中間管理機構の活用方針

農業をリタイヤ・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

当地域は漁業を中心とした産業構造である上、気候や流通面での問題などから、農業は畜産（肉用牛繁殖）を中心であり、耕種農家の大部分は自給的農家であるが、おこっぺいもは町の特産物となっており、維持・拡大を図っている。

今後は、計画中の新釜ほ場における農地中間管理事業活用を推進し、地域の担い手に農地を集積し、担い手の作業の効率化と農地の有効利用を図っていく。